

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）	．．．．．	1
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）	．．．．．	3
○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）	．．．．．	12
○生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）（抄）	．．．．．	14
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百八十八号）（抄）	．．．．．	15
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	．．．．．	21
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	．．．．．	42
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	．．．．．	43
○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）	．．．．．	47
○流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）（抄）	．．．．．	48
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）	．．．．．	49
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）	．．．．．	50
○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）	．．．．．	51
○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）	．．．．．	52
○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）（抄）	．．．．．	54
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	．．．．．	56
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	．．．．．	58
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）	．．．．．	59
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）	．．．．．	60
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）	．．．．．	61
○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）	．．．．．	62
○独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）	．．．．．	63
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）	．．．．．	64
○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）	．．．．．	65
○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）	．．．．．	67

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	．．．．．	70
○特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（抄）	．．．．．	71
○東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）（抄）	．．．．．	72
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）（抄）	．．．．．	74

改 正 案	現 行
<p>（削除）</p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第十一条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低</p>	<p>（緑化率の最低限度）</p> <p>第十一条 法第三十五条第九項の政令で定める緑化率の最低限度は、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上であり、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める数値とする。</p> <p>一 十分の二・五</p> <p>二 一から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第八項、第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条の二第二項の規定に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から十分の一を減じた数値</p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第十二条 市町村長は、法第三十八条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（法第三十五条第一項、第二項、第六項、第七項若しくは第九項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第四項の規定により許可の条件と</p>

限度をいう。)に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 (略)

(地区計画等緑化率条例による制限)

第十二条 (略)

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

一 三 (略)

四 法第三十五条第二項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

第十三条～第十五条 (略)

して付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 (略)

(地区計画等緑化率条例による制限)

第十三条 (略)

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

一 三 (略)

四 法第三十五条第三項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

第十四条～第十六条 (略)

改正案	現行
<p>（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第一条の二 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するとき、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するとき、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。</p> <p>（公園施設の種類）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、</p>	<p>（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）</p> <p>第一条の二 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。</p> <p>（公園施設の種類）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 野球場（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）、陸上競技場、サッカー場（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、</p>

スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 (略)

5 (略)

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7・8 (略)

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 (略)

2・5 (略)

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政

バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 (略)

5 (略)

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、売店、飲食店（料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

7・8 (略)

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第六条 (略)

2・5 (略)

（新設）

6 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十)を超えてはならない。

2 6 (略)

(都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準)

第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「都市公園構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

(公園管理者の権限の代行)

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。

2 6 (略)

(新設)

(公園管理者の権限の代行)

第十條の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二 法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三 法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四 法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六 (略)

七 法第十七条第一項の規定により、都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

八 (略)

九 法第二十二條第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

第十條 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 (略)

二 法第十七条第一項の規定により都市公園の台帳を作成し、及びこれを保管すること。

三 (略)

四 法第二十二條第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

十 法第二十五条の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 五 (略)

(占用物件)

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

2 法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災

五 法第二十五条の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

(公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知)

第十一条 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が法第五条の三の規定により当該都市公園の公園管理者に代わつて次に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に通知しなければならない。

一 五 (略)

(占用物件)

第十二条 (新設)

法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 八 (略)

九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災

街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十（略）

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十（略）

（新設）

する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼
保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるも
のに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公
園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係
る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところに
よる。

一 次に掲げるものについては、十年

イ 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げるもの並びに第十
二条第一項各号、第二項第一号から第五号まで及び第三項各号に
掲げるもの

ロ （略）

（削除）

二 法第七条第一項第四号に掲げるもの及び第十二条第二項第六号に
掲げるものについては、三年

三 法第七条第一項第五号に掲げるもの並びに第十二条第二項第九号
及び第十号に掲げるものについては、一年

四 法第七条第一項第六号に掲げるもの並びに第十二条第二項第七号
及び第八号に掲げるものについては、三月

（占用に関する制限）

（占用の期間）

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところに
よる。

一 次に掲げるものについては、十年

イ 法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号
までに掲げるもの

ロ （略）

ハ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二十条の
二第一項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保
育所等施設（同項に規定する保育所等施設をいう。）

二 法第七条第四号及び第十二条第六号に掲げるものについては、三
年

三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるもの
については、一年

四 法第七条第六号並びに第十二条第七号及び第八号に掲げるもの
については、三月

（占用に関する制限）

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 法第七条第一項第三号に掲げるもの並びに第十二条第二項第二号の三に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。

三の二 第十二条第一項第一号に掲げる自転車駐車場は、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設けること。

三の三 第十二条第一項第二号に掲げる看板及び広告塔は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものであること。

四 (略)

四の二 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二項第二号の三に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

五 第十二条第二項第三号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

六 (略)

六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それ

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一・二 (略)

三 法第七条第三号に掲げるもの並びに第十二条第二号の三に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。

(新設)

(新設)

四 (略)

四の二 蓄電池で地下に設けられるもの並びに第十二条第二号の三に掲げる河川管理施設、変電所及び熱供給施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

五 第十二条第三号に掲げるものを園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。

六 (略)

(新設)

ぞれ超えないこと。

六の三 第十二条第二項第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同項第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 (略)

八 第十二条第二項第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九 第十二条第二項第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

十 第十二条第二項第一号の三に掲げる発電施設及び同項第二号の三に掲げるものを設ける場合においては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設及び同条第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 (略)

八 第十二条第九号に掲げる施設を設ける場合においては、当該都市公園は当該市街地再開発事業又は防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものであり、占用する公園施設は広場とし、建築面積の総計は広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

九 第十二条第十号に掲げる仮設の施設（建築物に限る。）を設ける場合においては、占用することができる都市公園は〇・五ヘクタール以上の敷地面積を有するものとし、占用の場所は都市公園の広場内とし、建築面積の総計はその広場の敷地面積の百分の三十を超えないこと。

十 第十二条第一号の三に掲げる発電施設及び同条第二号の三に掲げるものについては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

改正案	現行
<p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）</p> <p>第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域）都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区（第二十八条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域</p> <p>四（略）</p>	<p>（その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域）</p> <p>第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域）都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同条第四項に規定する開発整備促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区（第二十七条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域</p> <p>四（略）</p>

(資金の貸付けの対象となる公募対象公園施設及び特定公園施設の建設に要する費用の範囲)

第十二条 法第一条第二項第三号の政令で定める費用の範囲は、同号の建設に要する費用の二分の一とする。

第十三条～第三十条 (略)

(新設)

第十二条～第二十九条 (略)

改正案	現行
<p>（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）</p> <p>第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（法第八条第二項第三号の政令で定める施設）</p> <p>第五条 法第八条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。</p> <p>一 農作業の講習の用に供する施設</p> <p>二 管理事務所その他の管理施設</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（法第八条第二項第五号の政令で定める施設）</p> <p>第四条 法第八条第二項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。</p> <p>一 農作業の講習の用に供する施設</p> <p>二 管理事務所その他の管理施設</p> <p>第五条 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 都市計画制限等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制（第三十六条の三―第三十六条の七）</p> <p>第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の八・第三十六条の九）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都市施設について都市計画に定める事項）</p> <p>第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 一団地の住宅施設 面積、建築物の建蔽率の限度、建築物の容積率の限度、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針</p> <p>八 一団地の官公庁施設 面積、建築物の建蔽率の限度、建築物の</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 都市計画制限等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の三・第三十六条の四）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（都市施設について都市計画に定める事項）</p> <p>第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 一団地の住宅施設 面積、建築物の建ぺい率の限度、建築物の容積率の限度、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針</p> <p>八 一団地の官公庁施設 面積、建築物の建ぺい率の限度、建築物</p>

容積率の限度並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針

2 (略)

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの)

第十三条 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	(略)	事項	(略)
沿道地区計画	一〇五 (略)	六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの(ホに掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の <u>建蔽率</u> を超えて定められる場合に限る。)	イ〇二 (略) ホ 建築物の <u>建蔽率</u> の最高限度 へ (略)
集落地区計画	一〇三 (略)		

の容積率の限度並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針

2 (略)

(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事への協議等を要するもの)

第十三条 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	(略)	事項	(略)
沿道地区計画	一〇五 (略)	六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの(ホに掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の <u>建ぺい率</u> を超えて定められる場合に限る。)	イ〇二 (略) ホ 建築物の <u>建ぺい率</u> の最高限度 へ (略)
集落地区計画	一〇三 (略)		

四 建築物等に関する事項のうち、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限又は垣若しくは柵の構造の制限以外のもの

第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制

(堆積の許可を要する物件)

第三十六条の三 法第五十二条第一項の政令で定める物件は、次に掲げるものとする。

- 一 土石
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物
- 三 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源

(建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十六条の四 法第五十二条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)で仮設のもの
の建設
- 二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更
- 三 現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は前条各号に掲げる物件の堆積

四 建築物等に関する事項のうち、建築物等の形態若しくは色彩その他の意匠の制限又は垣若しくはさくくの構造の制限以外のもの

(新設)

(新設)

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十六条の五 法第五十二条第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模)

第三十六条の六 法第五十二条第二項第一号、第二号ロ及び第三号の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

(堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件)

第三十六条の七 法第五十二条第二項第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制

(市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十六条の八 法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為

(新設)

(新設)

(新設)

第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制

(市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為

は、次に掲げるものとする。

一 工作物で仮設のもの建設

二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更

三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設

四 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十六条の九 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

は、次に掲げるものとする。

一 工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この条、第三十八条の四、第三十八条の五及び第三十八条の七において同じ。）で仮設のもの建設

二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更

三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設

四 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十六条の四 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第三十八条の二 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二條の二第一項第一号の政令で定める行為は、第三十六條の八各号に掲げる行為とする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二條の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六條の九に規定する行為とする。

第三十八条の二 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二條の二第一項第一号の政令で定める行為は、第三十六條の三各号に掲げる行為とする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二條の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六條の四に規定する行為とする。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章〜第五章の四（略）</p> <p>第六章 建築物の用途（<u>第三百三十条―第三百三十条の九の八</u>）</p> <p>第七章〜第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有効面積の算定方法）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窓にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が三・〇を超えるときは、三・〇を限度とする。</p> <p>一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、<u>第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域</u>、隣地境界線（法第八十六条第十項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第五章の四（略）</p> <p>第六章 建築物の用途（<u>第三百三十条―第三百三十条の九の五</u>）</p> <p>第七章〜第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有効面積の算定方法）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窓にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が三・〇を超えるときは、三・〇を限度とする。</p> <p>一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、<u>第二種住居地域又は準住居地域</u>、隣地境界線（法第八十六条第十項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の法第八十六条</p>

の法第八十六条の第二項に規定する一敷地内認定建築物（同条第九項の規定により一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第三項に規定する一敷地内許可建築物（同条第十一項又は第十二項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合は当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）に六・〇を乗じた数値から一・四を減

の第二項に規定する一敷地内認定建築物（同条第九項の規定により一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第三項に規定する一敷地内許可建築物（同条第十一項又は第十二項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合は当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）に六・〇を乗じた数値から一・四を減じて得た算定値

じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ〜ハ（略）

二・三（略）

（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

第三百三十条 法第四十八条第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十五項及び第十六項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。

二・三（略）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第三百三十条の二の三 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）

の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域	延べ面積の合計（増築又は用途変更、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用
	更の場合にあつては、増築又は用途変更後の延べ面積の合計）が五
	百平方メートル以下のもの

（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ〜ハ（略）

二・三（略）

（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

第三百三十条 法第四十八条第十四項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十四項及び第十五項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。

二・三（略）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第三百三十条の二の三 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）

の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域	延べ面積の合計（増築又は用途変更、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用
	更の場合にあつては、増築又は用途変更後の延べ面積の合計）が五
	百平方メートル以下のもの

地域、第一種住居地域、第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第四号に該当するものを除く。）

二〇六 (略)

(略)

2 (略)

(第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅)

第三百三十条の三 法別表第二(イ)項第二号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるものを除く。）とする。

一〇四 (略)

五 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）以下同じ。

（を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。）

六・七 (略)

地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第四号に該当するものを除く。）

二〇六 (略)

(略)

2 (略)

(第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅)

第三百三十条の三 法別表第二(イ)項第二号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるものを除く。）とする。

一〇四 (略)

五 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）第三百三十条の五の二第四号及び第三百三十条の六において同じ。（を営むパン

屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。）

六・七 (略)

(第一種低層住居専用地域等に建築してはならない附属建築物)

第三百三十条の五 法別表第二(イ)項第十号、(ロ)項第三号及び(チ)項第六号

(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項、第二項及び第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物)

第三百三十条の五の二 法別表第二(ロ)項第二号及び(チ)項第五号(法第八

十七条第二項又は第三項において法第四十八条第二項及び第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設)

第三百三十条の六の二 法別表第二(ニ)項第三号及び(ワ)項第七号(法第八

十七条第二項又は第三項において法第四十八条第四項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める運動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場とする。

(第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百三十条の七の三 法別表第二(ヘ)項第三号及び(ニ)項第四号(法第八

(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物)

第三百三十条の五 法別表第二(イ)項第十号及び(ロ)項第三号(法第八十七

条第二項又は第三項において法第四十八条第一項及び第二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物)

第三百三十条の五の二 法別表第二(ロ)項第二号(法第八十七条第二項又

は第三項において法第四十八条第二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(第二種中高層住居専用地域及び工業専用地域内に建築してはならない運動施設)

第三百三十条の六の二 法別表第二(ニ)項第三号及び(ワ)項第七号(法第八

十七条第二項又は第三項において法第四十八条第四項及び第十二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める運動施設は、スキー場、ゴルフ練習場及びバレーボール練習場とする。

(第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百三十条の七の三 法別表第二(ヘ)項第三号及び(ニ)項第四号(法第八

十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

(第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途)

第三百三十条の八の二 法別表第二(へ)項第六号及び(を)項第七号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十二項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。

2 法別表第二(と)項第六号及び(か)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十四項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百三十条の九 法別表第二(と)項第四号、(ぬ)項第四号及び(る)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第十項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するため

十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

(第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途)

第三百三十条の八の二 法別表第二(へ)項第六号及び(る)項第七号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投票券発売所とする。

2 法別表第二(と)項第六号及び(わ)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百三十条の九 法別表第二(と)項第四号、(り)項第四号及び(ぬ)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための

の設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類（消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。）、アルコール類（同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。）、第二石油類（同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。）、第三石油類（同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。）及び第四石油類（同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。）並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

（略）

2 （略）

（準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途）

第三十条の九の二 法別表第二(と)項第五号及び第六号並びに(か)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十四項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

（田園住居地域内に建築してはならない建築物）

設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類（消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。）、アルコール類（同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。）、第二石油類（同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。）、第三石油類（同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。）及び第四石油類（同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。）並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

（略）

2 （略）

（準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途）

第三十条の九の二 法別表第二(と)項第五号及び第六号並びに(わ)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

（新設）

第三百十條の九の三 法別表第二(七)項第二号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するものとする。

(田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物)

第三百十條の九の四 法別表第二(七)項第四号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第八項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- 二 前号の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

三 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(第一号の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が五十平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)
第三百十條の九の五 法別表第二(七)項第三号及び(八)項第三号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第九項及び第十項の

(新設)

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)
第三百十條の九の三 法別表第二(七)項第三号及び(八)項第三号(法第八十七條第二項又は第三項において法第四十八條第八項及び第十項の

の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

(商業地域内で営んではならない事業)

第三百三十条の九の六 法別表第二(ぬ)項第三号(二十)(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める事業は、スエーディングマシン又はロールを用いる金属の鍛造とする。

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百三十条の九の七 法別表第二(る)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二(る)項第一号(五)に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの

二 法別表第二(る)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

三 法別表第二(る)項第一号(十六)に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を

規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。

(商業地域内で営んではならない事業)

第三百三十条の九の四 法別表第二(り)項第三号(二十)(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第九項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める事業は、スエーディングマシン又はロールを用いる金属の鍛造とする。

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百三十条の九の五 法別表第二(ぬ)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二(ぬ)項第一号(五)に掲げる銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの

二 法別表第二(ぬ)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

三 法別表第二(ぬ)項第一号(十六)に掲げる合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を

原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの

四 法別表第二(る)項第一号(二十八)に掲げる事業のうち、スエーデン
グマシム又はロールを用いるもの

五 法別表第二(る)項第一号(三十)に掲げる事業のうち、集じん装置の
使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であ
ると認めて定める方法により行われるもの

(準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造)

第三百三十条の九の八 法別表第二(る)項第一号(十一) (法第八十七条第二
項又は第三項において法第四十八条第十一項の規定を準用する場合
を含む。)の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲
げるものとする。

一・二 (略)

(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの制限の緩和
に係る敷地内の空地等)

第三百三十条の十 法第五十五条第二項の規定により政令で定める空地
は、法第五十三条の規定により建蔽率の最高限度が定められている
場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から
当該最高限度を減じた数値に十分の一を加えた数値以上であるもの
とし、同条の規定により建蔽率の最高限度が定められていない場合
においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の一以
上であるものとする。

2 (略)

原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの

四 法別表第二(ぬ)項第一号(二十八)に掲げる事業のうち、スエーデン
グマシム又はロールを用いるもの

五 法別表第二(ぬ)項第一号(三十)に掲げる事業のうち、集じん装置の
使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であ
ると認めて定める方法により行われるもの

(準工業地域内で営むことができる可燃性ガスの製造)

第三百三十条の九の六 法別表第二(ぬ)項第一号(十一) (法第八十七条第二
項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を
含む。)の規定により政令で定める可燃性ガスの製造は、次に掲げ
るものとする。

一・二 (略)

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における
建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等)

第三百三十条の十 法第五十五条第二項の規定により政令で定める空地
は、法第五十三条の規定により建ぺい率の最高限度が定められてい
る場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一か
ら当該最高限度を減じた数値に十分の一を加えた数値以上であるも
のとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない
場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の
一以上であるものとする。

2 (略)

(法第五十六条第七項第三号の政令で定める位置)

第三百三十五条の十一 法第五十六条第七項第三号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一 (略)

二 前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物にあつては一メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートルを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物にあつては一メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートル以内の間隔で均等に配置した位置

255 (略)

(建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置)

第三百三十五条の十三 法第五十六条の二第一項に規定する対象区域(以下この条において「対象区域」という。)である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが七メートルを超える建築物若しくは当該部分の地階を除く階数が三以上である建築物又は高さが十メートルを超える建築物(以下この条において「対象建築物」という。)が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域

(法第五十六条第七項第三号の政令で定める位置)

第三百三十五条の十一 法第五十六条第七項第三号の政令で定める位置は、当該建築物の敷地の地盤面の高さにある次に掲げる位置とする。

一 (略)

二 前号の位置の間の基準線の延長が、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあつては一メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートルを超えるときは、当該位置の間の基準線上に、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物にあつては一メートル、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物にあつては二メートル以内の間隔で均等に配置した位置

255 (略)

(建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置)

第三百三十五条の十三 法第五十六条の二第一項に規定する対象区域(以下この条において「対象区域」という。)である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが七メートルを超える建築物若しくは当該部分の地階を除く階数が三以上である建築物又は高さが十メートルを超える建築物(以下この条において「対象建築物」という。)が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる

の内外にわたる場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、それぞれ当該対象建築物があるものとして、同項の規定を適用する。

(第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離に対する制限の緩和)

第三百三十五条の二十一 (略)

(敷地内の空地及び敷地面積の規模)

第三百三十六条 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度に \geq じて、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以上であるものとし、同条の規定により建蔽率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であるものとする。

(一)	法第五十三条の規定による <u>建蔽率</u> の最高限度	十分の五以下の場合	空地の面積の敷地面積に対する割合 一から法第五十三条の規定による <u>建蔽率</u> の最高限度を減じた数値に十分の一・五を加えた数値
(二)	(略)	(略)	(略)

場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、それぞれ当該対象建築物があるものとして、同項の規定を適用する。

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における外壁の後退距離に対する制限の緩和)

第三百三十五条の二十一 (略)

(敷地内の空地及び敷地面積の規模)

第三百三十六条 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度に \geq じて、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上であるものとする。

(一)	法第五十三条の規定による <u>建ぺい率</u> の最高限度	十分の五以下の場合	空地の面積の敷地面積に対する割合 一から法第五十三条の規定による <u>建ぺい率</u> の最高限度を減じた数値に十分の一・五を加えた数値
(二)	(略)	(略)	(略)

(三)	十分の五・五を超える場合	一から法第五十三条の規定による <u>建蔽率</u> の最高限度を減じた数値に十分の二を加えた数値
-----	--------------	---

2 (略)

3 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める規模は、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、規則で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(一)	(い)	(ろ)	(は)
第一種低層住居 専用地域、第二種低層住居専用 地域又は田園住居地域	(略)	三、〇〇〇	一、〇〇〇以上 三、〇〇〇未満
(二)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)
 第三百三十六条の二の五 (略)
 2 (略)
 2 (略)
 2 (略)

(三)	十分の五・五を超える場合	一から法第五十三条の規定による <u>建ぺい率</u> の最高限度を減じた数値に十分の二を加えた数値
-----	--------------	--

2 (略)

3 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める規模は、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。ただし、特定行政庁は、街区の形状、宅地の規模その他土地の状況により同欄に掲げる数値によることが不適当であると認める場合においては、規則で、同表(は)欄に掲げる数値の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(一)	(い)	(ろ)	(は)
第一種低層住居 専用地域又は第二種低層住居専用 地域	(略)	三、〇〇〇	一、〇〇〇以上 三、〇〇〇未満
(二)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)
 第三百三十六条の二の五 (略)
 2 (略)
 2 (略)
 2 (略)

5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建蔽率の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とする。

6 〵 12 (略)

(都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限)

第三百三十六条の二の九 法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 建築物の建蔽率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十三条の規定による制限より厳しいものではないこと。

四 〵 六 (略)

2・3 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第

5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建ぺい率の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とする。

6 〵 12 (略)

(都道府県知事が指定する区域内の建築物に係る制限)

第三百三十六条の二の九 法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 建築物の建ぺい率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十三条の規定による制限より厳しいものではないこと。

四 〵 六 (略)

2・3 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第

一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合において）は改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 増築後の法第四十八条第一項から第十四項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

四 法第四十八条第一項から第十四項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合において

一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合において）は改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(用途地域等関係)

第三百三十七条の七 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 増築後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

四 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合において

ては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

五 (略)

(高度利用地区等関係)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項(建築物の建蔽率に係る部分を除く。)、法第六十条の二第一項(建築物の建蔽率及び高さに係る部分を除く。)又は法第六十条の三第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第三項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2・3 (略)

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更(第三百三十七条の十九第二

ては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

五 (略)

(高度利用地区等関係)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項(建築物の建ぺい率に係る部分を除く。)、法第六十条の二第一項(建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。)又は法第六十条の三第一項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2・3 (略)

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更(第三百三十七条の十九第二

項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

一〇十一 (略)

(建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類似の用途等)

第三百三十七条の十九 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第四十八条第一項から第十四項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

一〇四 (略)

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次

項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

一〇十一 (略)

(建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類似の用途等)

第三百三十七条の十九 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第四十八条第一項から第十三項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

一〇四 (略)

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次

に定めるものとする。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。

イ・ロ (略)

ハ 法別表第二(リ)項第二号又は同表(ぬ)項第三号(一)から(二十)までに掲げる用途

ニ 法別表第二(る)項第一号(一)から(三十一)までに掲げる用途(この場合において、同号(一)から(三)まで、(十一)及び(十二)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。)

ホ 法別表第二(を)項第五号若しくは第六号又は同表(わ)項第二号から第六号までに掲げる用途

二 法第四十八条第一項から第十四項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十四項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

3 (略)

(工作物の指定)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

に定めるものとする。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。

イ・ロ (略)

ハ 法別表第二(チ)項第二号又は同表(リ)項第三号(一)から(二十)までに掲げる用途

ニ 法別表第二(ぬ)項第一号(一)から(三十一)までに掲げる用途(この場合において、同号(一)から(三)まで、(十一)及び(十二)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。)

ホ 法別表第二(る)項第五号若しくは第六号又は同表(を)項第二号から第六号までに掲げる用途

二 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

3 (略)

(工作物の指定)

第三百三十八条 (略)

2 (略)

製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十四項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

- 一 法別表第二(ぬ)項第三号(十三)又は(十三の二)の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表(る)項第一号(二十一)の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの
- 二 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの

イ 築造面積が五十平方メートルを超えるもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）

ロ (略)

ハ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が六百平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が六百平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が五十平方メートル以下のもの及びロに掲げるものを除く。）

製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）とする。

- 一 法別表第二(り)項第三号(十三)又は(十三の二)の用途に供する工作物で用途地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの及び同表(ぬ)項第一号(二十一)の用途に供する工作物で用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く。）内にあるもの
- 二 自動車車庫の用途に供する工作物で次のイからチまでに掲げるもの

イ 築造面積が五十平方メートルを超えるもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの（建築物に附属するものを除く。）

ロ (略)

ハ 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が六百平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が六百平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が五十平方メートル以下のもの及びロに掲げるものを除く。）

二 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) (2) (略)

ホ うち (略)

三 高さ八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、

第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの

四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域内にあるもの

五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第三百三十条の二の二各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域(準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は田園住居地域に限る。)内にあるもの

六 (略)

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 第三百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げるものについては、第三百三十七条(法第四十八条第一項から第十四項までに係る部分に限る。)、第三百三十七条の七、第三百三十七条の十二第四項及び第三百三十七条の十九第二項(第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第三百三十七条の七第二号及

二 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にある公告対象区域内の建築物に附属するもので次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) (2) (略)

ホ うち (略)

三 高さ八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの

四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの

五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第三百三十条の二の二各号に掲げる処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域(準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に限る。)内にあるもの

六 (略)

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 第三百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げるものについては、第三百三十七条(法第四十八条第一項から第十三項までに係る部分に限る。)、第三百三十七条の七、第三百三十七条の十二第四項及び第三百三十七条の十九第二項(第三号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第三百三十七条の七第二号及

び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

び第三号中「床面積の合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第九十一条</p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（法第八条第八号の法令の規定）</p> <p>第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条</p> <p>四〇七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一</p>

第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三條の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三 (略)

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第二項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

五 五〇二七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による

項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三條の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三 (略)

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

五 五〇二七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例による

ものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第二項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項(同法第八十

ものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第二項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項(同法第八十

八条第二項において準用する場合を含む。)及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条、第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三 (略)

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項、第二項及び第四項、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十条第四項

五 三十七 (略)

2・3 (略)

八条第二項において準用する場合を含む。)及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条、第六十二条、第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三 (略)

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十四条第四項

五 三十七 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u>八～二十七（略）</p> <p>二十八 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）<u>第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三</u></p> <p>二十九～三十四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u>八～二十七（略）</p> <p>二十八 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）<u>第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三</u></p> <p>二十九～三十四（略）</p> <p>2（略）</p>

○流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（危険物等）</p> <p>第二条 法第五条第一項第三号の政令で定める危険物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二(る)項第一号(一)から(三)まで、<u>(十)</u>及び<u>(十二)</u>に掲げる物品とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（危険物等）</p> <p>第二条 法第五条第一項第三号の政令で定める危険物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二(ぬ)項第一号(一)から(三)まで、<u>(十)</u>及び<u>(十二)</u>に掲げる物品とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項三（十）（略）</p> <p>十一 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六條の五、第三十六條の九、第三十七條の二及び第三十八條の三</p> <p>十二（十六）（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項三（十）（略）</p> <p>十一 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六條の四、第三十七條の二及び第三十八條の三</p> <p>十二（十六）（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>八～二十三（略）</p> <p>二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三</p> <p>二十五～三十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあっては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>八～二十三（略）</p> <p>二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三</p> <p>二十五～三十一（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項</u>七～十九 （略）</p> <p>二十 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）<u>第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三</u>二十一～二十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、<u>第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項</u>七～十九 （略）</p> <p>二十 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）<u>第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三</u>二十一～二十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。</p> <p>一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るもの</p>	<p>（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。</p> <p>一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るもの</p>

に限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハクヲ (略)

二 (略)

5く9 (略)

に限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハクヲ (略)

二 (略)

5く9 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物等の新築、改築若しくは増築又は用途の変更（当該建築物等又はその敷地について沿道地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）の全てが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 沿道地区計画（沿道再開発等促進区が定められている区域に限る。）において定められている次に掲げる事項</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>建築物の<u>建蔽率</u>の最高限度で、当該敷地に係る用途地域に関する都市計画において定められた建築物の<u>建蔽率</u>を超えるもの</p>	<p>（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物等の新築、改築若しくは増築又は用途の変更（当該建築物等又はその敷地について沿道地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 沿道地区計画（沿道再開発等促進区が定められている区域に限る。）において定められている次に掲げる事項</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>建築物の<u>建ぺい率</u>の最高限度で、当該敷地に係る用途地域に関する都市計画において定められた建築物の<u>建ぺい率</u>を超えるもの</p>

(3) 建築物の高さの最高限度で、当該敷地に係る都市計画法第八
条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低
層住居専用地域又は田園住居地域に関する都市計画において定
められた建築物の高さの限度を超えるもの

二・三
(略)

(3) 建築物の高さの最高限度で、当該敷地に係る都市計画法第八
条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域又は第二種
低層住居専用地域に関する都市計画において定められた建築物
の高さの限度を超えるもの

二・三
(略)

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項 本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、 第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（ 同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第 五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八 条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項 ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四 十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四 項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書 、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項 ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項た だし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三 条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四 号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する 場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項 ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項 本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、 第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三 第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び 第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基 づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項 ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四 十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四 項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書 、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項 ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二 条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第 三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を 同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第 五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七 条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一</p>

第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三條の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三 (略)

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項及び第三十五条第二項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

五 三十一 (略)

項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三條の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三 (略)

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分

五 三十一 (略)

改 正 案	現 行
<p>（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設） 第六条 法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げるものに該当するものとする。</p> <p>（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等） 第十七条 法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物</p>	<p>（都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設） 第六条 法第十九条の十八第一項の政令で定める都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げるものに該当するものとする。</p> <p>（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等） 第十七条 法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第六号に掲げる仮設工作物</p>

改正案		現行	
<p>第二十七条 法第五十五条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。</p>			
<p>地域又は区域</p>	<p>敷地面積の規模 （単位 平方メートル）</p>	<p>地域又は区域</p>	<p>敷地面積の規模 （単位 平方メートル）</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、<u>第二種低層住居専用地域</u>若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域</p>	<p>一、〇〇〇</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域若しくは<u>第二種低層住居専用地域</u>又は同号に規定する用途地域の指定のない区域</p>	<p>一、〇〇〇</p>
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項十一〜二十四（略）</p> <p>二十五 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三</p> <p>二十六〜三十一（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項十一〜二十四（略）</p> <p>二十五 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三</p> <p>二十六〜三十一（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第五十二条第三項、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項</u></p> <p>十～二十三 （略）</p> <p>二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）<u>第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三</u></p> <p>二十五～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項</u></p> <p>十～二十三 （略）</p> <p>二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）<u>第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三</u></p> <p>二十五～三十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十六（略） 三十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三 三十八 三十八（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 三十六（略） 三十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三 三十八 三十八（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十六 （略） 二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六條の五、第三十六條の九、第三十七條の二及び第三十八條の三 二十八～三十一 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十六 （略） 二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六條の四、第三十七條の二及び第三十八條の三 二十八～三十一 （略） 2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十～二十六 （略）</p> <p>二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）<u>第三十六条の五、第三十六条の九、第三十七条の二及び第三十八条の三</u></p> <p>二十八～三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十～二十六 （略）</p> <p>二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）<u>第三十六条の四、第三十七条の二及び第三十八条の三</u></p> <p>二十八～三十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>一 都市公園法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するた めの評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針 を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。</p> <p>二 都市公園法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審 査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の 意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること 。</p> <p>三 都市公園法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を 指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認 定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公 示すること。</p> <p>四 都市公園法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認 定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対 象公園施設の場所を公示すること。</p> <p>五 都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた</p>	<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。</p> <p>この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p>

計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六| 都市公園法第十七条第一項の規定により、都市公園台帳を作成し、及びこれを保管すること。

七| (略)

八| 都市公園法第二十二條第二項の規定により、協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

九| 都市公園法第二十五條の規定により、公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

2・3 (略)

一| 都市公園法第十七条第一項の規定により都市公園台帳を作成し、及びこれを保管すること。

二| (略)

三| 都市公園法第二十二條第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

四| 都市公園法第二十五條の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（削除）</p>	<p>（法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設） 第二十四条 法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。） ）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九条第一項に規定する保育所</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第二項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第二十五項に規定する</p>

(削除)

地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定めるもの

(保育所等施設に関する技術的基準)

第二十五条 法第二十条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 保育所等施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。)の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 保育所等施設が地階を有する場合にあっては、その地階の部分の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、他の占用物件(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十三条第一号に規定する占用物件をいう。)の構造に支障を及ぼさないものとする。

四 保育所等施設の占用の場所は、都市公園の広場又は公園施設である建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一

第二十四条・第二十五条
(略)

五 号に規定する建築物をいう。次号において同じ。)内とすること。
五 都市公園の広場内に保育所等施設を設置する場合にあってはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、公園施設である建築物内に保育所等施設を設置する場合にあってはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を超えないものとすること。

六 保育所等施設の占有に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によつて公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占有に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

第二十六条・第二十七条
(略)

改 正 案	現 行
<p>（市街地整備課の所掌事務） 第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜十四 （略） 十五 都市開発資金の貸付けに関すること（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課及び公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（市街地整備課の所掌事務） 第八十八条 市街地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜十四 （略） 十五 都市開発資金の貸付けに関すること（土地・建設産業局及び住宅局並びにまちづくり推進課の所掌に属するものを除く。）。</p>

改 正 案	現 行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項第二号の三及び第十六条第四号の二</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二号の三及び第十六条第四号の二</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都市公園法施行令に係る政令等規制事業）</p> <p>第五条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占有物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占有物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当該復興仮設占有物件設置事業に係る復興仮設占有物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項及び第十四条の規定の適用については、<u>同項中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地</u></p>	<p>（都市公園法施行令に係る政令等規制事業）</p> <p>第五条 法第四条第一項に規定する特定地方公共団体が、同条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興仮設占有物件設置事業（復興推進計画の区域内の区域であつて、地域住民の生活に必要な物件又は施設の用に供する土地が不足している区域において、当該物件又は施設に代わるべき仮設の物件又は施設（以下この条において「復興仮設占有物件」という。）を当該特定地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。次項において同じ。）内に設け、復興の推進に当たつて活用する事業をいう。以下この条において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定（法第七条第一項に規定する認定をいう。以下この項において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の当該復興仮設占有物件設置事業に係る復興仮設占有物件に対する都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条及び第十四条の規定の適用については、<u>同令第十二条中「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街</u></p>

における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）とあるのは「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）／九の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第五条第一項に規定する復興仮設占有物件」と、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第二項第九号及び第十号」とあるのは「及び第十二条第二項第九号から第十号まで」とする。

2
(略)

地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）とあるのは「九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）／九の二 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第五条第一項に規定する復興仮設占有物件」と、同令第十四条第三号中「並びに第十二条第九号及び第十号」とあるのは「及び第十二条第九号から第十号まで」とする。

2
(略)

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都市公園に設けられる施設）</p> <p>第二条 法第七条第三項第五号ロの政令で定める施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二項第一号の三若しくは第二号の二に掲げるもの又は同項第二号の三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。</p>	<p>（都市公園に設けられる施設）</p> <p>第二条 法第七条第三項第五号ロの政令で定める施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の三若しくは第二号の二に掲げるもの又は同条第二号の三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。</p>